

注 文 書

- 1 契 約 番 号 2024000604

- 2 契 約 名 手術室空調設備点検清掃業務委託

- 3 履 行 場 所 宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号

- 4 履 行 期 限 令和7年3月23日

- 5 別 添 書 類
 - (1) 仕様書
 - (2) 参考明細書

- 6 担 当 課 経営管理部 総務課

仕 様 書

1 名称

手術室空調設備点検清掃業務委託

2 履行の場所

大崎市民病院本院（宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号）

3 対象設備

本院手術室（手術A～L） 計12室

(1) クリーンファンユニット機器

ア	MDFユニット（コイルなしタイプ）	55台
イ	RCユニット（コイル付・壁吸込みタイプ）	40台
ウ	RCユニット（ファン付壁吸込み水コイルユニット）	4台
エ	HEPAユニット	26台
オ	プレフィルター	44枚

4 業務内容

下記設備について、適切な管理を行うため点検、清掃等を実施する。

(1) クリーンファンユニット点検清掃

ア MDFユニット（コイルなしタイプ）

- (ア) 点検口内部の異常確認
- (イ) 配線・端子の緩み等確認
- (ウ) スライドトランスの目盛の記録
- (エ) サーキットプロテクターの動作確認
- (オ) 送風機リレーの動作確認
- (カ) ユニット内清掃
- (キ) ファン音・振動の確認
- (ク) ファン取付状態確認
- (ケ) 送風機交換の必要性の確認
- (コ) 送風機電流測定

イ RCユニット（コイル付・壁吸込みタイプ）

- (ア) 点検口内部の異常確認
- (イ) 配線・端子の緩み等確認
- (ウ) サーキットプロテクターの動作確認
- (エ) 送風機リレーの動作確認
- (オ) ドレン水の流れ・漏れの確認
- (カ) ユニット内清掃
- (キ) ファン音・振動の確認
- (ク) ファン取付状態確認
- (ケ) 送風機交換の必要性の確認
- (コ) 送風機電流測定

ウ RCユニット（ファン付壁吸込み水コイルユニット）

- (ア) 点検口内部の異常確認

- (イ) 配線・端子の緩み等確認
- (ウ) ドレン水の流れ・漏れの確認
- (エ) ユニット内清掃
- (オ) コイルの目詰まり確認・清掃

エ HEPA ユニット

- (ア) HEPA フィルター交換の必要性の確認

※確認の結果、交換の必要が認められた場合は、指示書を取り交わしのうえ速やかに交換を行うこと。なお、HEPA フィルター交換に係る費用については、別途精算するものとする。

- (イ) 風量測定

オ プレフィルタ交換

- (ア) プレフィルターのろ材状態確認・周辺清掃

- (イ) プレフィルタ交換 (RC 用不織布フィルタ 730mm×764mm×10mm ろ材のみ)

(2) 手術室環境測定

ア 清浄度測定

- (ア) クリーンファンユニットを運転し、室内の清浄度が安定した状態で測定する。

- (イ) 測定点 1 点につき 3 回連続測定し、その平均を測定結果とする。

- (ウ) 同一測定点で測定ができない場合は、測定点に近い場所にて測定する。

(参考値として報告する)

イ 室圧測定

- (ア) クリーンファンユニット及び外調機を運転した状態で、室圧を差圧計にて測定する

- (イ) 微差圧で針が読めない場合は、発煙管にて煙の流れにより確認する。

ウ 清浄度立上り測定

クリーンファンユニット運転始めから連続測定し、設計清浄度に到達するまでの時間及び塵埃数を測定する。

5 履行期限

令和 7 年 3 月 23 日

6 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成 25 年 6 月 1 日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託させた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときには、当該下請負契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときには、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察へ通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

7 その他

- (1) 点検日程は発注者と協議の上決定すること。
- (2) 受注者は、業務が完了したときは速やかにその旨を発注者に給付完了通知書等ですること
なお、通知の際に報告書及び実施前、実施中、実施後が確認できる実施状況写真を添付すること。
- (3) 受注者は、業務の完了を確認するための検査に合格した後に、請求書を発注者へ提出すること。発注者は、受注者からの請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

